

見附市公立保育園等民営化検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 公立保育園等のあり方や民営化の有効性等を検討し、保育の質の向上及び多様な保育ニーズへの対応を図るため、公立保育園等民営化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公立保育園等のあり方や民営化の必要性等に関する事項について調査検討を行い、その結果を市長に提案するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関及び関係団体の代表
- (3) 公立保育園保護者の代表
- (4) 公募による市民

(任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該所掌事務の終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、第3条第1号の委員を充てる。

3 副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要に応じ、専門的知識を有する者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会こども課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。